

別紙様式5

公共調達適正化について(平成18年8月25日付け財計第2017号)に基づく随意契約に係る情報の公表(物品役務等)

物品役務等の名称及び数量	契約担当等の氏名並びにその所属する部署の名称及び所在地		契約を締結した日	契約の相手方の名称又は住所		随意契約によることによる理由(金庫等)	競争性のない理由(金庫等)	競争性のある契約に移行予定のもの		予定価格	契約金額	原簿	原簿の役員の数(※契約の相手方が公社団体法人又は公益財団法人又は特別附随法人を含む。)の割合の記載事項)	うち、林水産省出身者	うち、農林水産省出身者	うち、公益社団法人又は公益財団法人又は特別附随法人又は特別附随法人を含む。)の割合の記載事項)	備考	
	名称	所在地		契約を締結した日	契約の相手方の名称又は住所			移行困難な理由	移行予定年									
大井川用水(二期)農業水利事業委託費(水費)小水力発電施設建設工事に係る物件移転補償一式	分任支出負担 行為担当 関係農政局大井川用水農業水利事業所長 松井 俊英	静岡県島田市 中央町20-1	平成23年9月21日	中部電力株式会社 島田営業所長	静岡県島田市 水通1-4684-1	会計法第29条の3第4項(用地補償)	公共事業の施行に伴う損失補償に際して契約を行うもので、工事に必要となる契約であり、場所及び契約相手方が特定されるものであるため、随意契約を行うものである。	-	-	-	4,680,428	-	-	-	-	-	-	-
大須賀川排水路その16工事に係る土地取得対価相当額	分任支出負担 行為担当 関係農政局両総農業水利事業所長 小泉 勝	千葉県東金市 松之郷2333	平成23年9月26日	個人情報非公表	-	会計法第29条の3第4項(用地補償)	公共事業の施行に伴う損失補償に際して契約を行うもので、工事に必要となる契約であり、場所及び契約相手方が特定されるものであるため、随意契約を行うものである。	-	-	-	1,148,874	-	-	-	-	-	-	-
大須賀川排水路その16工事に係る土地取得対価相当額	分任支出負担 行為担当 関係農政局両総農業水利事業所長 小泉 勝	千葉県東金市 松之郷2333	平成23年9月26日	個人情報非公表	-	会計法第29条の3第4項(用地補償)	公共事業の施行に伴う損失補償に際して契約を行うもので、工事に必要となる契約であり、場所及び契約相手方が特定されるものであるため、随意契約を行うものである。	-	-	-	1,853,902	-	-	-	-	-	-	-
大須賀川排水路その16工事に係る土地取得対価相当額	分任支出負担 行為担当 関係農政局両総農業水利事業所長 小泉 勝	千葉県東金市 松之郷2333	平成23年9月26日	個人情報非公表	-	会計法第29条の3第4項(用地補償)	公共事業の施行に伴う損失補償に際して契約を行うもので、工事に必要となる契約であり、場所及び契約相手方が特定されるものであるため、随意契約を行うものである。	-	-	-	1,011,575	-	-	-	-	-	-	-
大須賀川排水路その16工事に係る土地取得対価相当額	分任支出負担 行為担当 関係農政局両総農業水利事業所長 小泉 勝	千葉県東金市 松之郷2333	平成23年9月26日	個人情報非公表	-	会計法第29条の3第4項(用地補償)	公共事業の施行に伴う損失補償に際して契約を行うもので、工事に必要となる契約であり、場所及び契約相手方が特定されるものであるため、随意契約を行うものである。	-	-	-	1,161,860	-	-	-	-	-	-	-
大須賀川排水路その16工事に係る土地取得対価相当額	分任支出負担 行為担当 関係農政局両総農業水利事業所長 小泉 勝	千葉県東金市 松之郷2333	平成23年9月26日	個人情報非公表	-	会計法第29条の3第4項(用地補償)	公共事業の施行に伴う損失補償に際して契約を行うもので、工事に必要となる契約であり、場所及び契約相手方が特定されるものであるため、随意契約を行うものである。	-	-	-	1,616,900	-	-	-	-	-	-	-
第一陣水路遊歩道工事に係る土地取得補償金	分任支出負担 行為担当 関係農政局両総農業水利事業所長 小泉 勝	千葉県東金市 松之郷2333	平成23年9月29日	株式会社佐原自動車教習所	千葉県香取市 定置沖1159番地	会計法第29条の3第4項(用地補償)	公共事業の施行に伴う損失補償に際して契約を行うもので、工事に必要となる契約であり、場所及び契約相手方が特定されるものであるため、随意契約を行うものである。	-	-	-	1,226,780	-	-	-	-	-	-	-